

## 大阪公立大学医学部附属病院職員職務負担手当規程

制 定 令和 4. 4. 1 規程 506

最近改正 令和 4. 11. 1 規程 643

### (趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程(以下「給与規程」という。)第12条の規定に基づき、職員の職務負担手当(以下「手当」という。)に関する事項を定めるものとする。

### (手当の種類)

第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業医手当
- (2) 助産師・看護師職務負担手当
- (3) 臨床検査技師職務負担手当
- (4) 看護師等業務調整手当

2 手当の額は、別に定めのある場合を除き、月額とする。

3 手当の計算にあたっては、給与規程第13条の規定を準用する。

### (産業医手当)

第3条 産業医手当は、産業医として従事する職員に対して、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を支給する。

- (1) 阿倍野地区事業場を総括する産業医 20,000円
- (2) 前号以外の産業医 10,000円

### (助産師・看護師職務負担手当)

第4条 助産師・看護師職務負担手当は、大阪公立大学医学部附属病院(以下「医学部附属病院」という。)に勤務する助産師及び看護師(以下「看護師等」という。)に対して、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を支給する。

- (1) 医学部附属病院中央手術部、救命救急センター、集中治療科、重症患者病棟、集中治療センター、新生児集中治療室又は未熟児室に勤務する看護師等 13,000円
- (2) 医学部附属病院神経精神科病棟に勤務する看護師等 13,000円

### (臨床検査技師職務負担手当)

第5条 臨床検査技師職務負担手当は、医学部附属病院に勤務する臨床検査技師の免許を有する者のうち、中央臨床検査部又は感染制御部に所属し、結核菌検査に従事する医療技術職員及び病理部に所属し、結核感染のおそれのある検体を取扱う病理業務又は解剖助手に従事する医療技術職員に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、8,600円とする。

### (看護師等業務調整手当)

第6条 看護師等業務調整手当は、医学部附属病院（先端予防医療部を除く。）に勤務する職員のうち、次の各号に掲げるものに支給する。

- (1) 一般職給料表(1)の適用を受ける者のうち、遺伝カウンセラーの業務に従事するもの
- (2) 一般職給料表(2)の適用を受ける者のうち、看護補助の業務に従事するもの
- (3) 看護職給料表(1)又は看護職給料表(2)の適用を受ける者
- (4) 医療職給料表の適用を受ける者

2 前項に規定する手当の額は、1月につき、8,500円とする。

(支給日)

第7条 手当は、特別の事情のない限り、その月分を当月の給料の支給日に支給する。

#### 附 則

(施行期日等)

この規程は、令和4年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則 (令和4.11.1 規程643)

この規程は、令和4年11月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。